

新型コロナウイルス感染症対策本部（第73回）

議事概要

1 日時

令和3年8月17日（火）18時32分～18時50分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

国家公安委員会委員長 棚橋 泰文

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

基本的対処方針分科会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

法務副大臣 田所 嘉徳

外務副大臣 宇都 隆史

財務副大臣 中西 健治

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

経済産業副大臣 江島 潔

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣広報官 小野 日子

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 木村 聡

内閣審議官（内閣情報官代理） 河野 真

4 議事概要

【厚生労働大臣】

直近の感染状況については、全国の新規感染者数は、急速なスピードでの増加傾向が継続しています。過去最大の水準の更新が続き、全国的には、ほぼ全ての地域で新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大となっております。

地域の動向を見ると、東京では、年末年始を超える過去最大の規模の感染拡大が継続しています。入院者数と重症者数は共に過去最高の水準となり、夜間をはじめ新規の入院受け入れ・調整が困難な事例も生じています。その他の地域でも、ほぼ全ての地域で急速な新規感染者数の増加が見られており、例えば、京都、兵庫では、新規感染者数の増加傾向が続き、入院者数が急速に増加しています。

そうした中で、今後の見通しと必要な対策として、専門家からは、医療提供体制等の拡充には限界があり、一般医療の制限や救急での搬送が困難な事例も生じている。一刻も早く、現下の感染拡大を速やかに抑えることが必要、飲食の場面への対策は引き続き徹底し、既にワクチンを接種した方も含め、改めて、マスク、手指衛生、人との距離の確保、換気などの基本的感染防止対策などを徹底すべき、都道府県が主体となって地域の医療資源を最大限活用し、中和抗体薬の活用や、重症化に迅速に対応できる体制を早急に整備することにより、必要な医療を確保することが求められる、との御指摘を頂きました。

現下の感染拡大を受け、東京をはじめとする感染拡大地域の医療提供体制の確保のため、中和抗体薬の十分な供給量の確保と、措置地域を中心とした医療機関への事前配布、入院待機ステーション等の拡充のために必要となる医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への補助の拡充を含め、緊急包括支援交付金による支援を10月以降も当面実施、パルスオキシメーター・酸素濃縮器等のメーカーへの増産要請と計画的な配布、自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して電話等を用いた初診・再診を行った場合の診療報酬上の評価の拡充などに取り組んでまいります。

【尾身会長】

基本的対処方針分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、緊急事態措置について、区域の追加と東京都や沖縄県等の期間の延長、まん延防止等重点措置の区域の変更等の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受けて議論し、了承いたしました。

しかし、現在、いくつかの地域では、緊急事態宣言が発出されているにも関わらず、効果が生じにくくなっております。その主要な原因の一つとしては、感染リスクが高い場所や予防法が分かっているにもかかわらず、社会全体として十分な対策が講じられていないことが考えられます。

つまり、多くの人に感染対策に協力していただいている一方で、社会全体としての協力が得られておりません。

我々が現在直面しているジレンマは、飲食店など店舗には制限をかける仕組みがあ

るものの、利用者個人については、自発的な協力をお願いする方法しかないことです。

したがって、本日の分科会では、①個人に感染リスクの高い行動を避けていただくことを可能にする。②医療関係者に対しても、これまでの協力ベースだけではなく、コロナ対策に協力していただくことを可能にする。この2点について、新たな法的な仕組みの構築、あるいは現行の法律の活用を早急に検討していただきたいということになりました。

そのうえで、①ワクチンの接種促進、②医療・検査の体制の更なる強化、③接触機会の5割低減の三本柱をパッケージとして人々に発信していただきたいと思います。

さらに、接触機会の低減の方法については、例えば、買い物の回数を半分にするなど具体的な分かりやすいかたちで発信していただければと思います。

【西村国務大臣】

資料2及び資料3を御覧いただきながら、御説明申し上げます。

今ほど尾身会長から御紹介いただいたとおり、本日の基本的対処方針分科会におきまして、緊急事態措置の対象に、現在まん延防止等重点措置を実施している13道府県のうち、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の計7府県を追加するとともに、まん延防止等重点措置の対象に、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の計10県を追加し、これらの措置の期間を、感染拡大防止対策の徹底・強化により新規陽性者数を抑制するとともに各地域における医療提供体制の強化に必要な期間として、約3週間強を確保するため、9月12日までとすることとし、併せて、現在、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象となっている期限についても、9月12日まで延長するとする公示案をお諮りし、御了解をいただきました。

この後、政府対策本部長である総理に、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更と、まん延防止等重点措置に関する公示を行っていただくこととしたいと思います。

今回追加された府県も含め、措置の対象である都道府県においては、酒類の提供停止とともに、より感染リスクの高い場所への人流や人と人との接触機会を減らすために、百貨店、ショッピングセンターや専門店を含め、1,000平米を超える大型商業施設での人数管理や人数制限といった入場整理を徹底することとし、更に地域の感染状況に応じては上乘せ措置も含め、強い措置を講じていくこととなります。

こうした内容を含め、基本的対処方針の変更を行うこととしており、この本部で決定したいと考えております。

資料4-1に沿って、主な変更点を説明させていただきます。

33 ページ、デルタ株への置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることに鑑み、今ほど尾身会長から「接触機会の5割低減」という話がありましたが、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけることとしております。

35・36 ページ、先ほど申し上げた、百貨店などにおける「入場者の整理等」の要請を行うことを明記しております。

37・40 ページ、職場や学校等でのクラスターが多く発生していることから、抗原

簡易キットを活用した検査を進めていくこととし、40 ページの学校等の箇所において、「部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用」を奨励する旨を記載しております。

43～50 ページ、緊急事態措置地域において記載しているテレワークや検査、あるいは入場整理、外出半減について、重点措置の箇所にも同様に記載しております。

57 ページ、酸素ステーションの整備や酸素濃縮器の確保、58・60 ページ、これまで新型コロナの治療を行っていない医療機関や医療従事者の参画や活用を含めた医療提供体制の強化、63 ページに、軽症患者の重症化を防止する中和抗体薬について記載しております。

いずれにしましても、新規陽性者数や重症者数の増加が継続しております。医療提供体制が非常に厳しい状況にある中、何としても感染者数を減らしていかなければなりません。国民の皆様には、こうした厳しい状況を改めて御認識いただくとともに、引き続き、命と健康を守ることを第一に、ワクチン接種及び医療提供体制の確保、そして感染拡大防止対策の徹底・強化に、総力を挙げて取り組んでまいります。

関係各省におかれましては、テレワークの徹底などによる出勤者数の削減、職場や大学等における検査の促進をはじめ、御協力を引き続きよろしくお願いしたいと思います。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

資料5-1の1ページ目①「事業主への迅速かつ円滑な支援」を御覧ください。売上が半減する中堅・中小事業者への月額最大20万円の月次支援金は、4～8月に加えまして、9月も対象といたします。

2ページ目③「雇用支援・職業訓練の強化」を御覧ください。雇用者一人当たり月額上限33万円、中小・大企業ともに助成率10/10の雇用調整助成金の特例措置について、10月、11月も継続して対応することとしております。

3ページ目④「生活困窮者等への支援」を御覧ください。緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付や、特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給の申請期限を11月末まで延長することとしております。

その下の(2)を御覧ください。都道府県や市町村がきめ細かく事業者支援の取組を実施できるよう、地方創生臨時交付金の特別枠「事業者支援分」について、既に都道府県に先行配分している3,000億円に加えて、今回、都道府県に2,000億円、市町村に1,000億円の追加交付を行うこととしております。これについては後ほど

坂本大臣から御説明いただきます。

引き続き、政府一体となって、重点的・効果的な支援策の可能な限り迅速な実行により、事業と雇用、生活をしっかり支えてまいります。

【坂本内閣大臣】

西村大臣からも説明がありましたが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響を受ける事業者に対し、都道府県や市町村が、きめ細かく事業者支援の取組を実施できるよう、地方創生臨時交付金の特別枠「事業者支援分」を、都道府県に2,000億円、市町村に1,000億円、追加交付することといたしました。

「事業者支援分」は、時短要請を行っていない地域においても、御活用いただくことが可能であり、今般の追加交付は、全国知事会からの要望を踏まえたものとなっております。

飲食店・大規模施設への時短要請等に対する協力金と併せて、都道府県や市町村による事業者支援の取組をしっかりと後押ししてまいります。

【内閣総理大臣】

感染力の極めて強いデルタ株が世界中で猛威を振るい、我が国でも、これまでに経験のない感染拡大が続いております。重症者数も急激に増加し、首都圏を中心に、医療体制は非常に厳しい状況となっております。

こうした状況を踏まえ、緊急事態宣言の対象地域に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県を追加するとともに、まん延防止等重点措置を宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県において新たに実施し、期間はそれぞれ8月20日から9月12日までとすること、現在、6つの都府県を対象としている緊急事態宣言、6つの道と県を対象とする、まん延防止等重点措置について、それぞれ9月12日まで延長することを決定いたしました。

医療体制の構築、感染防止の徹底、ワクチン接種を3本の柱として、対策を進めてまいります。最優先の課題は、患者の命を救うための医療体制の構築です。症状が重い方がきちんと入院できるように病床を確保し、ホテル療養を含め、最大限の上積みを行ってまいります。急増している自宅で療養される患者の方々と必ず連絡が取れるように、電話診察などを強化し、酸素ステーションなど、酸素の投与ができる体制を構築していきます。重症化を防ぐため、画期的な新薬である中和抗体薬について、病院はもちろん、ホテルを臨時の医療施設として、積極的に使用してまいります。

感染防止対策については、デパートやショッピングモールなどについて自治体と連携し、人数制限を呼び掛けてまいります。さらに、混雑した場所への外出の半減、テレワークによる出勤者7割減をお願いいたします。

ワクチンは、デルタ株に対しても、発症や重症化の予防に大きな効果を発揮しております。既に高齢者の85パーセントが2回接種を終え、重症化リスクが高齢者の次に高い、40代、50代の方々、更には若い世代の方々への接種に、注力していきます。

政府一体となって、この危機を乗り越え、国民の命と安全を守るために、対策を徹

底してまいります。各大臣におかれては、総力を挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。

以 上